

V 評価者による評価作業（実地調査）

V 評価者による評価作業（実地調査）

書面評価をふまえて行う実地調査に関し、具体的作業内容、留意点、スケジュール等について説明します。

1 実地調査を行う目的

本協会の経営系専門職大学院認証評価は、書面評価及び実地調査を通じて行います。各分科会において評価を行っていく上で、書面上からは読みとることのできない事項や書面に書かれている内容について確認が必要な事項、分科会で「勧告」や「検討課題」として指摘すべきであるとした事項については、実際に当該大学院を訪問し確認することが必要になります。このように、実地調査には当該大学院の教育活動の実際を確認するという目的があります。

さらに、実地調査は当該大学院を訪問し、特色ある施設・設備や教育・研究の状況を直接確認し、当該大学院の長をはじめとする関係者と直接面談することで、当該大学院の特色や教育研究の改善・改革に対する将来に向けた改善方策を確認するという役割をも担っています。

2 実地調査の参加者

実地調査は、原則として担当する分科会の評価者全員が参加します。ただし、評価者全員の日程の調整がうまくいかない場合には、この限りではありません。参加者は、2日間で当該大学院の置かれているキャンパスを訪問します。本協会の事務局職員も1～2名同行します。また、必要に応じて経営系専門職大学院認証評価委員会の幹事や外部有識者が参加することもあります。

実地調査では、当該大学院の関係者（教職員・学生）に対する面談調査、授業見学、施設見学及び関連資料の閲覧調査等を行います。

面談調査に際し、当該大学院側からは大学院の長（もしくはその代理者）、自己点検・評価の責任者など質問に責任を持って回答可能な教職員の出席を求めます。また、必要に応じて、大学の長の出席を求めることがあります。

3 実地調査の手続き

(1) 実地調査の日程調整

事務局は、5月中旬以降、本協会側の実地調査出席者の都合と見学を希望する授業の開講日などを考慮して日程調整を行います。同時に当該大学院と

も日程調整を行い、実地調査の実施日を決定します。

専門職大学院では、社会人の履修に配慮して、平日（月～金）は夜間中心の開講、土曜は朝からという開講スタイルをとっている大学院も少なくありません。実地調査の日程調整に際しては、こうした点なども考慮し、当該大学院との間で実施期間・日数等を調整します。

(2) 実地調査前の準備

実地調査前に、当該大学院と書面のやりとりを行います。

日 程	大学基準協会・評価者		当該大学院
5月中旬～6月	日 程 調 整		
8月下旬～9月初旬	①「分科会報告書（案）」の送付		
実地調査 10 日前	③資料が届き次第、事務局から評価者に送付		②「質問事項に対する回答書」「分科会報告書（案）に対する見解」を事務局宛に送付
実地調査前	④資料の確認、メールによる事前打ち合わせ		
9月下旬～11月上旬	実 地 調 査		

- ① 実地調査前、分科会においてとりまとめた「分科会報告書（案）」は、本協会事務局を通じて、実地調査5週間前までに当該大学院に送付します。
- ② ①に対し、当該大学院から遅くとも実地調査実施日の10日前までに「実地調査の際の質問事項への回答書」及び「分科会報告書（案）に対する見解」が提出されます。
- ③ 回答書及び見解は提出され次第、事務局から評価者に送付します。
- ④ 実地調査は、「分科会報告書（案）」、当該大学院から提出された「実地調査の際の質問事項への回答書」及び「分科会報告書（案）に対する見解」をもとにやりとりが行われます。事前準備として、評価者は、同資料の内容を予め確認しておく必要があります。

(3) 実地調査スケジュール

先述のとおり、実地調査のスケジュールは、当該大学院の開講時間帯、社会人学生への配慮状況等によって異なります。

以下、社会人学生に配慮して、平日は夜間、土曜日は朝からの開講というスタイルをとっている大学院を想定した実地調査スケジュールの1例に基づき、実地調査の概要について説明します。

【第1日目】(金曜日) 午前11:50 集合

	面談調査、資料閲覧	授業見学、施設見学
12:00	集合・昼食	
13:00	事前打ち合わせ	
14:00		
15:00		施設・設備 見学 14:30~15:30
16:00		
17:00	大学院関係者 との面談 16:00~18:00	
18:00	夕食	
19:00	学生 インタビュー	△△論 (△△教授)
20:00		◆◆論 (◆◆教授)
21:00	資料の閲覧	▽▽論 (▽▽教授)
22:00	評価者打ち合わせ後、第1日目終了	

【第2日目】（土曜日） 午前9：50集合

	面談調査、資料閲覧	授業参観、施設見学
10:00	集合・評価者打ち合わせ	
11:00	資料の閲覧	■■論 (■■教授)
12:00	教職員との 個別面談	◇◇演習 (◇◇教授)
13:00	昼 食	
14:00	大学院関係者 との面談 13:00～15:00	
15:00	評価者打ち合わせ	
16:00	実地調査のまとめ	
17:00	評価者打ち合わせ	
18:00	実地調査終了（解散）	

上の例は、社会人学生に配慮して平日は夜間、土曜日は朝からの開講というスタイルのため、それに伴って実地調査も週末開催となっています。

集合後のスケジュールは、当該大学院の開講時間帯や当該大学院側教職員の都合などによって、順序は大幅に異なる可能性があります。また、評価者ごとにスケジュールが異なる場合もあります。例えば、評価者が複数に別れ、一方で授業を見学し、もう一方では資料を閲覧するという状況も考えられます。つまり、すべての評価者が一緒に行動するのではなく、状況によって、面談、授業見学、資料閲覧等を同時並行で進行することになります。

以下、上記スケジュール例の順に沿って、具体的な内容を説明します。

① 当該大学院（現地）に集合

本協会では、実地調査の際、評価者には現地集合、現地解散での対応をお願いしております。実地調査参加予定の評価者には、実地調査のおよそ2週間前に、本協会事務局から実地調査に関する会合通知を送付します。出席者は、その際通知される集合場所・集合時刻に集合をお願いします。

<実地調査に伴う旅費について>

実地調査に伴う協会側出席者の旅費は本協会が負担します。後日、本協会旅費規程により算出した旅費を、銀行振り込み等でお支払いしますが、それまでの間お立て替え下さいませようお願いします。

なお、交通手段、宿泊施設等の手配は出席者が各自で行っていただくことになります。

② 昼食

新たに質問すべき事項が発生したかどうかの確認など、午前中の調査結果をもとにした打ち合わせをかねて、本協会側出席者だけで昼食をとります（本協会側出席者分の昼食代は本協会が負担します。）。当該大学院の開講時間帯等の関係で、実地調査が午後からとなる場合には、集合してすぐに昼食をとるというスケジュールになることもあります。

③ 事前打ち合わせ

当該大学院の1室を借り、本協会側出席者のみの打ち合わせを行います。打ち合わせでは、当該大学院から提出された「実地調査の際の質問事項への回答書」、「分科会報告書（案）に対する見解」等に基づき、補足説明を求める事項や追加で質問すべき事項の確認、見学する授業・施設等の確認を行うなどの打ち合わせを行います。

また、主査が作成した「総評（案）」についても意見交換を行い、最終的に「分科会報告書」に記載する認定の可否について、分科会としての判断を検討します。

④ 施設見学

当該大学院の教育活動や学生生活に関連する施設・設備の見学を行います。見学する施設・設備は、事前に送付している「分科会報告書（案）」に記載している施設・設備をもとに調整されていますので、当日は当該大学院側担当者の案内に従って行動することになります。

なお、予め当該大学院側に伝えた施設・設備以外でも、評価者が見学すべきと考える施設があれば、当該大学院側と調整の上で、見学することが可能です。

⑤ 大学院関係者との面談

当該大学院関係者との面談（調査）は、実地調査前に本協会側から送付した「実地調査の際の質問事項」及びそれに対する「実地調査の際の質問事項への回答書」「分科会報告書（案）への見解」を中心に、当該大学院の教学側責任者、自己点検・評価の責任者等と面談調査を行います。必要に応じて、大学の長の出席を求めることがあります。

大学院関係者との面談では、当該大学院側と評価者が情報共有を行い、相互に理解することを目的としています。そのため、面談時に当該大学院固有の目的や特色ある取組み、教育課程・内容等の概要について、当該大学院側よりプレゼンテーションを行う等の取組みを実施することが期待されます。大学院関係者との面談の進め方及び内容等については、当該大学院側と評価者において相談・調整しますので、事務局までご相談下さい。

また、協会側出席者、大学院側出席者、双方が資料に予め目を通していただくことが前提に行われますので、提出された資料から内容が読み取りにくかった点や新たに確認すべき点などについてやりとりを行います。さらに、検討課題等の指摘については、当該大学院自身がその原因をどのようにとらえ、今後どのような対応策をとろうとしているかについて、できる限り確認することも必要です。

なお、大学院関係者との面談（調査）に際して、主査・委員においては、「分科会報告書（案）」及びその総評の修正をそれぞれが担当することになるため、実地調査後に行う作業に必要な情報は各自でメモを取っておいて下さい。

⑥ 夕食

実地調査が午後から開始され、終了が18時を過ぎる場合には、必要に応じて夕食をはさむこともあります。夕食についても、打ち合わせを兼ねて本協会側出席者のみでとります（本協会側出席者分の夕食代は本協会が負担します。）。

⑦ 授業見学

実地調査では、当該大学院の教育・研究指導の状況を把握するために、授業見学を行います。本協会側出席者には、事前に見学を希望する授業を確認し、見学する授業を予めスケジュールに入れて調整します。また、基本的に当該大学院での実地調査期間中に開講している授業はすべて見学の対象になりますので、予め見学希望を知らせていない授業についても、実地調査期間中、本協会側出席者は自由に見学することができるものとします。

1つの授業を複数の評価者で同時に見学する場合がありますし、同じ時間帯にいくつもの授業が重なっている場合には、評価者が複数に分かれて見学する場合があります。

また、授業見学について、実地調査の実施期間中に開講されていない授業であっても、確認が必要であると考えられる授業については、実地調査実施期間中でなくとも、授業見学を行うこともあります。

なお、授業見学に際し、評価者は授業の妨げとならないよう留意して下さい。

⑧ 学生インタビュー

当該大学院に所属する学生（5～6名程度、学年、社会経験、性別などを考慮して当該大学院側が選定する。）を対象に学生インタビュー（学生に対する面談調査）を行います。学生インタビューは、当該大学院の学生と本協会側出席者だけで行い、当該大学院側の教職員は同席しません。必要な場合は、学生面談を行う学生の社会人としての経歴や現在履修している科目内容などの情報を提供できるよう、当該大学院側に要請することができます。

なお、学生インタビューは、あくまでも評価の参考として行うものです。

⑨ 教職員との個別面談

当該大学院の現状を把握し、評価の参考とするため、当該大学院に
関係する教職員との個別面談を行います。教職員との個別面談は、時
間的制約などから、全体での大学院関係者との面談では十分な説明が
得られなかった事柄について、補足的に説明を求めることを目的に、
主にカリキュラム担当教員、自己点検・評価担当教員、学生生活担当
教員、教務担当事務職員といった方々に対して行います。

当該大学院の教職員数にもよりますが、実地調査期間中に
出校している教員、出勤している職員の中から、本協会側で選んだ方々と面談
を行います。ただし、分科会で必要がないと判断した場合には、個別
面談は行いません。8月に開催する分科会において、教職員との個別
面談を実施するか否かを決定し、当該大学院へ伝えますので、実施す
る際には、この点も踏まえてスケジュールを組んで下さい。

なお、教職員との個別面談に際しては、面談を受けた教職員が、そ
の発言によって不利な状況にならないよう、評価者は、質問内容等
には十分ご配慮下さい。

⑩ 資料の閲覧

「点検・評価報告書」に根拠資料として挙がっていたものの、事前
に確認できなかった資料、追加の提出を求めた資料のうち、実地調査
時に確認することとなった資料等を閲覧し、懸案となっていた事項に
ついて、資料内容の確認を行います。また、厳格な成績評価が行われ
ているか、単位の認定は予めシラバスに記載されている基準に沿って
公正に行われているかなどを見るため、必要に応じて成績評価関係の
資料も確認します。

資料は原則として本協会控室に用意するように要請しますが、当該
大学院側の都合により、別室に用意されることもあります。資料は実
地調査期間中いつでも閲覧できるように要請します。ただし、成績評
価関係資料等、一部の資料においては、その情報内容に配慮し、決め

られた時間帯でしか閲覧できないこともあります。

⑪ 実地調査のまとめ

分科会の主査は、今後の評価手続きについて説明するとともに、実地調査への協力に対する謝意を伝えます。また、必要に応じて主査・委員は、実地調査の講評などを伝えて実地調査を終了します。

なお、実地調査のまとめの際、教職員との個別面談の内容等については触れないように注意して下さい。また、学生インタビューの内容について、当該大学に伝えるべき点がある場合には、個人が特定できる形での言及を避けて下さい。

⑫ 実地調査終了後の打ち合わせ

実地調査のまとめが終了した後、本協会側出席者は実地調査の結果に関する意見交換を中心に最終打ち合わせを行います。特に、実地調査の結果を踏まえて行う、「分科会報告書（案）」の修正点について綿密に打ち合わせをする必要があります。また、主査が執筆を担当する「総評」についての意見交換も行います。

打ち合わせ終了後、現地にて解散となります。

4 分科会報告書の完成

実地調査における意見交換や確認を行った事項に基づいて、分担執筆者は、「分科会報告書（案）」の分担項目を修正することになります。同様に、主査は「総評（案）」を修正して下さい。修正にあたっては、特に、「実地調査の際の質問事項への回答」及び「分科会報告書（案）」に対する見解を、分科会の質問・判断に対する当該大学院からの書面による応答として重視し、実地調査時における見聞を含めて可否を判断の上、反映させて下さい。

「分科会報告書（案）」を修正したものは、**実地調査終了後1週間以内**に電子データで事務局まで提出して下さい。

修正された「分科会報告書（案）」をひとつにまとめ、「分科会報告書」の完成となります。